

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第444号)

平成18年3月10日

横情審答申第444号

平成18年3月10日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成17年9月6日保福第330号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成7年頃に施行された屋内外の住宅改修工事で使用された全ての手摺、及びその取り付け工事代金を無償にする旨を記載したメーカー：〇〇〇工業株式会社（大阪市）の社長からの請求書」の個人情報非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「平成7年頃に施行された屋内外の住宅改修工事で使用された全ての手摺、及びその取り付け工事代金を無償にする旨を記載したメーカー：〇〇〇工業株式会社（大阪市）の社長からの請求書」の個人情報非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成7年頃に施行された屋内外の住宅改修工事で使用された全ての手摺、及びその取り付け工事代金を無償にする旨を記載したメーカー：〇〇〇工業株式会社（大阪市）の社長からの請求書」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成17年7月6日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第2条第3項に規定する保有個人情報が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

本件個人情報は、平成7年度に施行された横浜市障害者・高齢者住環境整備事業（以下「住環境整備事業」という。）にかかわるもので、身体障害者（児）福祉支払関係書類（以下「福祉支払関係書類」という。）に該当する。当該文書は、横浜市文書取扱規程（昭和60年9月達第20号。旧横浜市行政文書取扱規程（平成12年3月達第8号）による廃止前のもの）に基づき定められた平成7年度文書分類表の第3種-26であるので、保存期限（5年）経過により廃棄済みであることから、条例第25条第2項の規定に基づき、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。
- (2) 平成7年2月に神奈川リハビリテーションセンター病院を退院して在宅介護となった申立人は、同年頃に横浜リハビリテーションセンターの担当セラピストの監督

の下で住宅改修工事を行った。この時、浴室と門扉から玄関までのアプローチへの手摺りも取り付けしてもらったが、屋外に取り付けた手摺りに電気溶接が不完全な箇所があり、申立人がこの手摺りに伝って歩いて行ったところ、突然先端の部分がはずれてバランスを崩して倒れてしまった。

この件については、市福祉調整委員会へ苦情・相談を申し入れたが、申し送りもされなかった状態で、そのままやむやになってしまい、解決には何らなっていない。

- (3) この旨を工事を施工した元請け業者へ連絡するとともに、メーカーへも連絡したところ、社長は大いに陳謝して謝罪の手紙と屋内外に取り付けた手摺り全てを無償とし、それを反映した請求書を送付してきた。

なお、業者は当時、同メーカーの下請け業者として位置付けられており、この手摺りの実質取り付け業者でもあった。

- (4) 申立人は、（長男が代理代行）送付された手紙と請求書をサービス課へ提出し、全ての手摺り分については支払不要の旨を担当のケースワーカー（当時）へ充分に説明した。

- (5) しかし、ケースワーカーは、これを無視して支払い期日（30日）がきたというだけの理由で全額（約262万円）を支払ったことを後日聞いた。

- (6) 支払うべきでない「公金」を業者へ支払ったことは税金の無駄遣いといえなく、まぎれもなく大きな問題と思われる。

その後、妻が機会あるごとに、幾度となくその旨をケースワーカーに話したが、ケースワーカーは妻をいつも避け続け、また、サービス課全体がこの事実を隠蔽するような行為も行い、後日、申立人が業者へ電話連絡をした時には、同社は既に倒産しており、支払われた代金は同社が持ち逃げしたかたちになり、一部の下請け業者には代金不払いであったと聞いている。

申立人としては手の打ちようがないし、こうした点に役所が何ら関与しないことは大変問題だと思う。

- (7) 申立人は、このサービス課の対応に強い不信感を覚えたので、先ごろあえて「本人個人情報開示」を求めた。しかし、申立人の納得いく回答どころか、逆に、「非開示決定通知」を送付してきたので、申立人はこれに強い憤りを覚え、ここに異議申立をする次第である。申立人の場合は、市の税金が無駄遣いされたということを鑑みると、重大な職員の職務怠慢と判断した。ここに強く抗議をする。

- (8) 書類の保存期間や個人情報開示については、誰が情報公開の決定権を有するかについてを改めて検討いただきたいと思います。特に、申立人はまだ市内在住者で、且つ、生存している身であるので、このような書類は少なくとも本人が市内に生存している間は何らかの方法で保存すべきと思う。

5 審査会の判断

(1) 住環境整備事業について

住環境整備事業は、横浜市障害者・高齢者住環境整備事業実施要綱（平成5年4月1日制定。現在の横浜市障害者住環境整備事業実施要綱）に基づき、障害者・高齢者の住環境を改善し、自立の支援、介助者の負担軽減及び寝たきりの防止を図ることを目的として住宅改造費等の助成を行っているものである。

助成対象者は、市内に居住している者で、身体障害等により住宅改造等の必要性が認められるものであり、助成額は住宅改造費等の額又は助成限度額のいずれか少ない額から自己負担額を差し引いた額となっている。

住環境整備事業の制度を利用する場合は、利用者は施工業者に自己負担額を支払い、自己負担額を除く助成額については施工業者が福祉事務所長（当時。現在の福祉保健センター長）に請求をし、福祉事務所長が当該業者に直接支払う仕組みになっている。具体的な現在の事務の流れは、区福祉保健センターサービス課（以下「サービス課」という。）において申請者宅の訪問調査、見積書や工事計画書等の確認作業等を通じて住環境整備事業の決定業務を行い、区福祉保健センター福祉保健課（以下「福祉保健課」という。）において施工業者への支払業務を行っている。

(2) 本件個人情報について

本件個人情報は、平成7年頃に申立人が住環境整備事業を利用し自宅の住宅改修工事を行ったときに、使用された全ての手摺及びその取り付け工事代金を無償にする旨を記載した手摺部品メーカーの社長からの請求書であり、申立人は当該請求書を実施機関に提出したと主張している。

当該手摺部品メーカーは、当該住宅改修工事の施工業者に手摺部品を納品する関係にあったと推測される。

(3) 本件個人情報の不存在について

ア 実施機関は、本件個人情報が文書分類上の福祉支払関係書類に該当し、保存期限（5年）経過により廃棄済みであり保有していないとしている。

イ 当審査会では、本件処分の妥当性について検討するため、平成17年10月28日に

実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 非開示決定に当たっては、開示請求書に平成7年頃の住環境整備事業との記載があることから、サービス課に備えられている身体障害者更生指導台帳により確認したところ、平成7年12月21日に住環境整備事業として費用の助成が決定した旨の記録があったため、当該住環境整備工事が本件請求の対象となる工事であると特定した。

(イ) そのことから、本件個人情報である請求書は、文書分類上の福祉支払関係書類に該当すると判断し、当該分類が平成7年度文書分類表の第3種-26の5年保存であることから、保存期限経過により廃棄済みとして非開示とした。

(ウ) 10年前の工事であり当時の状況を知る職員もいないことや福祉保健課が住環境整備事業についての支払事務を担当していることから、存在しているとすれば住環境整備事業に関係する請求書と考え非開示決定をした。

また、異議申立てを受け、当時のサービス課の担当者等にも本件個人情報が存在したのかを確認したが、記憶にないとのことであった。

ウ 当審査会としては、上記の事情聴取を踏まえ、以下検討する。

実施機関は、身体障害者更生指導台帳に平成7年12月21日付で住環境整備事業の助成が決定された旨の記録があるとしていることから、当審査会で当該台帳を見分したところ、記録の存在が確認された。

次に、本件個人情報が、文書分類上の福祉支払関係書類に該当するとの主張についてであるが、当審査会が住環境整備事業の事務フロー図を見分したところ、支払事務を担当する福祉保健課が住環境整備事業において取得し、保存すべき請求書は、施工業者からの請求書であり、当該手摺部品メーカーからの請求書であるとは考えられない。その意味から、保存期間経過により廃棄済みであるとの実施機関の非開示理由は、施工業者からの請求書を念頭に置いた理由であるといえる。しかしながら、申立人は、そもそも「平成7年頃に施工された屋内外の住宅改修工事で使用された全ての手摺及びその取り付け工事代金を無償にする旨を記載したメーカー：〇〇〇工業株式会社（大阪市）の社長からの謝罪手紙とそれに対応する請求書」を開示請求したものであり、申立人が開示を求める請求書は施工業者からの請求書とは別文書というべきである。

この点を事情聴取において実施機関に確認したところ、支払事務を担当する福祉保健課においては、施工業者からの請求関係書類を取得し、保存するが、直接、

手摺部品メーカー等から請求書を取得することはなく、苦情等に関する文書が提出されたときは、サービス課において取得し、保存することになるとのことであった。したがって、施工業者からの請求書関係書類が廃棄済みであることとなる非開示理由は、誤っていると言わざるを得ない。

そうしてみると、本件個人情報とは答申第445号の謝罪手紙と同様に、苦情処理に関するものとして、サービス課において取得し、保存された可能性が考えられる。そのため、改めて、サービス課において本件個人情報を検索させたところ、答申第445号の謝罪手紙と同様に本件個人情報が仮に存在したとすれば、当該工事の障害者・高齢者住環境整備費助成決定調書（以下「住環境整備費助成決定調書」という。）としてファイルに一体のものとして保存していた可能性があるが、住環境整備費助成決定調書は5年保存文書として既に廃棄済みであることから本件個人情報の存在を確認できず、また、他のファイルに保存している可能性も踏まえて確認したが存在しないとのことであった。

以上のことから、当審査会としては、本件個人情報はもともと取得していなかったのか、取得したが廃棄してしまったのかは定かではないが、本件個人情報が現時点で存在しないとする実施機関の主張を覆すに足る確証を得ることができなかった。

エ なお、実施機関は住環境整備事業に関する請求書との開示請求内容から、存在したとすれば福祉支払関係書類に当たるとして、福祉保健課において非開示決定をしている。実施機関においては、開示・非開示の決定を行うに当たっては、開示請求者がいかなる文書を求めているかを十分確認した上で、請求に係る情報を特定し、開示等決定を行うようにすべきである。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を存在しないとして非開示とした決定は、結論において妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成17年9月6日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成17年9月8日	・部会で審議する旨決定
平成17年9月16日 (第10回第三部会) 平成17年9月22日 (第69回第一部会) 平成17年9月30日 (第71回第二部会)	・諮問の報告
平成17年10月14日 (第72回第二部会)	・審議
平成17年10月28日 (第73回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成17年11月25日 (第75回第二部会)	・審議
平成17年12月9日 (第76回第二部会)	・審議
平成18年1月13日 (第77回第二部会)	・審議
平成18年2月10日 (第78回第二部会)	・審議